

労務 ROAD

■賞与支払時の注意点

6月・7月の時期は賞与の支払いをされる会社も多いと思います。そこで、今回は支払い前に賞与支払いの際に注意することをご紹介します。

★賞与から控除するもの



雇用 控除額は毎月の給与と同様に計算します。

保険料 支給総額 × 保険料率

支給額の1,000円未満を切り捨てた額 × 保険料率

※介護保険：支給月に40歳になる方は賞与からも介護保険料を控除します。

社会保険料 ※支給月退職者：社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。退職日によって控除の有無が異なりますので注意が必要です。

(例) 7月20日退職：7月21日に資格喪失 ⇒ 保険料控除をしない。

7月31日退職：8月1日に資格喪失 ⇒ 保険料控除する。

所得税 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。

★賞与支払届、賞与不支給届の提出

【賞与の支給あり】



年金事務所へ『賞与支払い届』を提出します。

これにより、賞与に対する保険料額が決定されるとともに従業員の方が将来受給する年金額の計算の基礎となるものです。



【賞与の支給なし】



日本年金機構に登録している賞与支払い予定月に賞与の支給をしなかった場合、『賞与不支給届』を提出します。
支給しない場合も提出する必要があるためご注意ください。



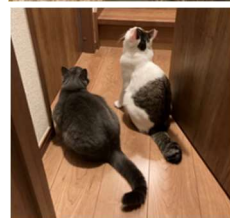
【日本年金機構より】

■所員紹介（姚）

はじめまして。姚（よう） 欣（きん）と申します。看護師から事務職に挑戦し、前職では総務人事業務全般を担当して参りました。その中で労務業務に凄く興味が湧き、キャリアアップを目指し、社労士事務所へ転職いたしました。今後は、外国人としての視点から、労務環境改善などにお役に立てればと思います。

オフの日は小説を読んだり、ドラマや映画を見たりしています。猫を2匹飼っていて、可愛さにいつも癒やされています。最近Switchのリングフィット アドベンチャーにハマっていて、ジムに通わなくても家で運動できるので最高です！

これから、どうぞ宜しくお願い致します。



VOL.752
(2106—2)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

～ご協力のお願～

いつも労務ROADをご愛読いただき誠にありがとうございます。

先日お送りいたしました、アンケートにつきまして、7/2まで受付をしております！

皆様の一声を社員一同お待ちしております。



【＼＼絶賛受付中／／】
プレゼント企画実施中

アンケート回答期限
7月2日（金）



6月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備
(申告：6/1～7/12)
- ・特別徴収住民税額の更新
- ・外国人労働者問題啓発月間